

すみだタウンミーティング ご意見に対する回答

No.	意見の要旨	回答	担当部署
1	<p>【民泊・ホテルの有人管理等に関する条例化について】</p> <p>台東区や中央区は民泊ホテルでも管理者がいないと建てられないという条例があると聞く。墨田区はその条例がないから、事業者も、完全に利益目的で、住民のことを考えないで、とにかく利益を上げようというやり方をしている。無人管理ではなく管理人がいないと、民泊やホテル等が営業できないよう条例をつくっていただきたい。</p>	<p>民泊（住宅宿泊事業）は、法で不在型の場合は国に登録した住宅宿泊管理業者に委託することが義務づけられ、緊急時対応および宿泊者や近隣住民からの要望については管理業者が対応することになっています。</p> <p>旅館業は、法で管理者が常駐しない施設については、フロントと同等の機能を備えた設備を設置するとともに、緊急時や宿泊者から求めがあった際は、10分程度で駆けつけられる体制が必要となり、許可をする際にはそれらの体制を確保できる設備を確認しています。</p> <p>いずれも運用後に管理が不適切な施設については、法に基づき改善指導を行っていきます。</p>	生活衛生課
2	<p>スタッフが常駐しているホテルでも、スタッフは夜間であれば2人に対して宿泊客は100名以上となるため、知らないところでたばこを吸って、屋上から投げて、家の屋上にも落ちている。以前それが原因で火事も起きている。</p> <p>24時間の有人管理、難しければ最低限日中だけでも常駐するような管理をお願いしたい。</p>	<p>無人管理の旅館業は、法で監視カメラ等により24時間出入りの監視を行うとともに、求めがあった際に10分程度で駆けつけることを義務付けており、その際に必要となる従業員待機場所についても、施設検査時に確認しています。また、本区の条例により旅館業施設の入口付近に緊急連絡先の掲示を義務付けています。</p>	生活衛生課
3	<p>民泊の問題について、台東区のような条例をつくってほしい。</p>	<p>台東区の条例では管理者は常駐することとなっていますが、常駐の有無については、許可申請時に判断することはできず、営業開始後においても確認することは困難となっています（特に夜間）。</p>	生活衛生課
4	<p>【民泊・ホテル等の建築・設計について】</p> <p>現在建築中の民泊施設は、自宅のバルコニーの真横に喫煙スペースが設けられる設計になっている。区役所に相談に行ったが、墨田区としては、法律違反を犯しておらず、建築の許可はしているから、あとは民事で話し合いをするしかないと言われた。設計の縛りも、隣に住んでいると明日から引っ越したくなくなってしまうような設計でも許されてしまっているのも問題と思うので、そういったところからもぜひ対応いただきたい。</p>	<p>建築基準法及び関連する規定に適合する計画であれば、建築物を建てることは可能となります。しかしながら、建築計画の内容について、ご意見があれば、建築後、隣家との良好な関係性を構築する上でも、事業者側とお話いただくことが重要だと考えます。ご理解の程お願い申し上げます。</p>	建築指導課
5	<p>【旅館業法について】</p> <p>昔からある長屋のような建物を使って旅館の申請をしているところをよく見る。江戸川区のような一人当たり3.3㎡といった最低限の床面積の設定が必要と感じる。元から古い建物であるところに大人数ですし詰めのような状態で泊まるというのは、防災上問題である。外から遊びに来ている人に対しても安全を提供できるとは思えない状況なので、床面積の設定が必要と思う。</p>	<p>政令により以下のとおり、客室の最低面積が規定されています。</p> <p>【旅館・ホテル営業】 1客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては、9㎡）以上であること。</p> <p>【簡易宿所】 客室の延べ床面積は、33㎡以上であること。宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上であること。</p> <p>また、本区条例で、客室定員は旅館・ホテル営業で1客室の有効面積（寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分）3㎡について1名、簡易宿所で1.5㎡について1名としています。</p>	生活衛生課

No.	意見の要旨	回答	担当部署
6	<p>【景観条例について】</p> <p>新規に墨田区へ出店する事業者は、自分の会社をアピールし、目立つようにしたいと考えている事業者が多い。景観条例だと高さ15m以上の建物には色彩の届け出をするが、15m未満で今後新しい建物ができたとき、あまりにも奇抜な建物ができてしまわないか不安である。条例の対象をもう少し広げてもらうことはできないか。</p>	<p>現在、本所地区においては高さ15m以上または延べ面積500㎡以上が景観条例の届出対象です。小規模な建築物も届出対象にするなど、景観に関する規制の強化は、地域のみならずと景観まちづくりについて検討を重ね、一定の区域を景観形成重点地区に指定することなどにより、実現することが可能です。</p> <p>しかしながら、規制の強化は、景観まちづくりの推進に寄与する一方で、建替えを行う際の制限となる可能性があることから、地域のみならずと共慎重な検討を重ねる必要があり、時間を要しますことをご了承ください。</p>	都市計画課
7	<p>【受動喫煙、喫煙場所の周知・整備について】</p> <p>喫煙者にとっては規制をされればされるほど吸える場所の周知が必要と感じる。旅行者など一定期間しかいない人が情報得ることは難しい。台東区で見かけるような公共の喫煙スペースが墨田区にはあまりないと感じる。吸える場所が結局見つからないので、ペランダで乗り出してたばこを吸って最後捨てるような状況もあると思っている。</p> <p>たばこに関しては規制をするだけでなく、吸う側の人間を逃がしてあげられるような施策もぜひ考えていただきたい。</p>	<p>屋外の喫煙所については、路上喫煙等のマナーに関して定めた「墨田区路上喫煙等禁止条例」の啓発と合わせて、旅行者、外国人等を含めた喫煙場所の効果的な周知方法について検討いたします。また、喫煙所の整備についても、喫煙者而非喫煙者が共存できるように、ハード・ソフトの両面での環境整備を検討いたします。</p>	地域活動推進課
8	<p>【区職員の対応について】</p> <p>お願いごとやご意見等をメールで送っているが、ほとんど返事が返ってこない。ある時は広報広聴担当へ区長への手紙をお願いするときもあるが、返ってこない。担当課の方がこちらから連絡をした際に適切な対応をしていただければ、半分くらいは解決すると思うのでぜひ徹底していただきたい。</p>	<p>区職員の対応について不快な思いをされたとのことで大変申し訳ありませんでした。頂いたご意見を真摯に受け止めさせていただき、区民の皆さんに寄り添って考え対応するための接遇の工夫について取りまとめ周知するとともに、区の全職員を対象に接遇の向上に努めるよう改めて注意喚起しました。</p> <p>なお、区長及び区政に対して寄せられたご意見・ご要望につきましては、広報広聴担当で受け付け、その要旨を記載した文書を所管課に送付し、発信者に対して概ね1週間以内に面会、電話、郵便、メール、その他適切な方法で回答することとしています。改めて迅速な対応に努めます。</p> <p>その他広報広聴担当を経ずに直接各所管課で受け付けたご意見・ご要望につきましては、各所管課において適切に対応するよう改めて周知してまいります。</p>	職員課 広報広聴担当
9	<p>【公園のごみ箱について】</p> <p>ゴミ箱をきれいにしていただきたい。隅田公園にあるゴミ箱は錆びたようなゴミ箱で、半分ひっくり返ったようになっている。ゴミ箱が汚いと捨て方も汚くなってしまうため、日頃からきちんとしてほしい。</p>	<p>隅田公園（日本庭園内）にある既存の老朽化したゴミ箱については、今年度行う隅田公園の工事にあわせて、設置場所を統合しつつ、分別がし易いタイプのゴミ箱に交換します。また、それ以外（隅田川沿い）についても、利用実態や老朽化度合いを勘案しながら、撤去、もしくは交換してまいります。</p>	道路公園課

No.	意見の要旨	回答	担当部署
10	<p>【放置自転車について】</p> <p>北十間川や隅田公園周辺の民泊の建物のあたりでは路上に自転車が何台も汚く放置してカゴにペットボトルやらのごみが入っているような状況である。区道だったので、区の道路管理者としてしっかりしていただきたい。</p>	<p>道路に放置された自転車は条例に基づいて警告・撤去を行ってまいります。</p>	土木管理課
11	<p>【職員の窓口対応について】</p> <p>窓口対応について、家の近くにマンションが建つということが分かった時点で区役所へ相談に行ったが、職員が非常にそっけなかった。民法上の問題だから、民事の問題に区は介入しないという態度だったが、我々は何を問題にしてどうすればいいのか分からない状態で相談に行っているのに、親身な対応をしてもらえなかった。</p>	<p>区職員の対応について不快な思いをされたとのことで大変申し訳ありませんでした。頂いたご意見を真摯に受け止めさせていただき、区民の皆さんに寄り添って考え対応するための接遇の工夫について取りまとめ周知するとともに、区的全職員を対象に接遇の向上に努めるよう改めて注意喚起しました。</p> <p>今後も引き続き、区民の立場に立った行動を心がけ、更なる窓口対応の改善に努めてまいります。</p>	職員課 建築指導課
12	<p>【建築相談の充実について】</p> <p>マンション建設の説明会を業者がやるため、建築相談の制度を利用した。しかし、建築相談は1回しかできず、しかも担当者は弁護士でなくて建築関係の退職されたOBの方で、内容はHPで見ればわかるようなことがほとんどであった。相談を複数回できるようにし、担当者に弁護士を入れる等、建築相談の充実をぜひお願いしたい。</p>	<p>墨田区建築紛争相談では、経験豊富な(一社)東京建築士会所属の建築士が相談員として対応しております。</p> <p>なお、多くの方に利用していただくためにも、同内容について複数回の相談はお断りすることもございますのでご理解ください。</p> <p>また、弁護士相談につきましては、別途区民相談室の法律相談をご案内しています。</p>	建築指導課
13	<p>【建築、民泊問題に対する窓口の一本化について】</p> <p>デジタル放送の電波障害について工事協定書を結ぶが、墨田区には相談窓口がなく、電波障害の問題は民事だから勝手にやってくださいということ言われた。一方、台東区には相談窓口があると聞く。窓口対応について、建築や民泊等の問題を親身になって一緒に考えてくれるような窓口を一本化してつくっていただきたい。</p>	<p>「墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」では、電波障害が発生した場合の復旧対応についても、近隣住民に十分な説明を行う定めがあり、区は必要に応じて、事業者に対し指導をしております。</p> <p>窓口対応については、関係所管課との連絡調整を一層密にしながら対応に努めていきます。</p>	建築指導課 生活衛生課 行政経営担当
14	<p>【建築業者の住民説明会について】</p> <p>建築業者の説明会が、何かやっていたらいいというように、いいかげんになっている。業者が報告書を提出しているが、内容を確認しようと聞きに行ったら、個人情報保護法で見せることはできないと言われた。説明会の厳格化のために報告書を見ることを可能にいただきたい。</p>	<p>「墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」では説明会や説明内容について規定されており、区は事業者に誠意を持って近隣対応するよう指導しています。</p> <p>なお、報告書の閲覧につきましては、「墨田区情報公開条例」等に基づき、対応しています。</p>	建築指導課 総務課
15	<p>【中高層紛争予防条例について】</p> <p>中高層紛争予防条例等によって、周辺住民に配慮しなければならないという点でとても良い。ただ、欠点は事業者の責任でということにしか触れていないところである。オーナーの責任が全然出てこない。民泊の管理の問題についても、オーナーが出て、地域住民に説明することで解決する部分は多いと思う。オーナーが本人が説明会なり様々な問題の話し合いに応じて、住民とコミュニケーションをとるということを入れていただけるように条例を変えていただきたい。</p>	<p>「墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」では、近隣に対して建築計画・工事施工等の説明を求めています、専門性が高いため、建築業者による説明が多いのが実情です。</p> <p>なお、説明会にオーナーが出席すべきとのこと指摘につきましては、貴重なご意見として承ります。</p>	建築指導課

No.	意見の要旨	回答	担当部署
16	<p>【民泊紹介企業との協定について】</p> <p>新宿区が、エアビーアンドビーという民泊の紹介の企業と協定を締結している。エアビーアンドビーを通して宿泊をする場合に守ってほしいルールを周知してもらうような内容と聞いている。墨田区でもそういうことをやっていただきたい。</p>	<p>民泊における宿泊者のマナーについては、事業者が届出をする際に、宿泊者に対し十分説明するよう指導をしています。また、区役所ホームページで注意喚起するとともに、事業者が活用できるような宿泊マナーに関する多言語チラシの例を掲載しています。</p> <p>宿泊者へのマナーの啓発については、都の外国人旅行者向け日本の習慣・マナー等紹介パンフレット「HOW TO ENJOY TOKYO!」や、観光協会の外国人向けサイト等を通じて普及に努めています。</p>	生活衛生課 観光課
17	<p>【違法民泊について】</p> <p>闇民泊（駐車場に暗証番号を入れて中に入る、普通に分譲マンション）について、区役所に相談したが、来てくださったかわからない。相談に行ってもそれで終わりになってしまう。</p>	<p>違法民泊疑いの相談があった場合は、現場を調査し、宿泊の実態があれば区が指導を行っています。多くの場合、外観上では判断ができず、管理者も不在であり、近隣の皆様からの情報提供があると早期の解決に結びつきます。管理者不在の施設には手紙を投函するなどして事業者と接触して対応を進めていきます。</p>	生活衛生課
18	<p>【一方通行での車の逆走について】</p> <p>家の前の道路が一方通行にも関わらず、（特に土日の）逆走が非常に多い。</p>	<p>注意喚起の看板を設置します。（9月上旬予定）</p>	道路公園課
19	<p>【地域猫減数対策の助成金について】</p> <p>地域猫、野良猫の減数対策のための、手術費用の助成額が、メス1万円、オス5千円で手術費用の半額が上限となっている。近隣区の6つの活動を調べたところ、墨田区の予算が一番低く、実績の件数もほとんど変わっていない。現行の金額では増加を止められないと思うので、助成額をアップしてほしい。</p>	<p>実態を踏まえ、区内で猫の減数対策活動にかかわっている東京都動物愛護推進員や東京都獣医師会墨田支部の意見を伺いながら、地域猫活動の推進を前提とした助成制度のあり方を検討していきます。</p>	生活衛生課
20	<p>【道路上の清掃について】</p> <p>歩道橋の大きな通り、京葉道路、清澄通り、蔵前通り等の通りの草がいきいきと生えていたり、歩道橋の上にゴミが散らかっている。定期的に区の道路管理の方で草むしりや清掃を行っているのか。ボランティアでもいいので、特に来年東京オリンピックもあるので、7月の中旬か中旬くらいの年に1回清掃の日を設けて、区民のボランティアとか希望者を募ってその地区ごとでもいいのでちょっとまわって草を取るとかそういうきれいな街にしたいと思う。</p>	<p>区では、良好な地域環境の形成を目的として、毎年5月30日のごみゼロデーに合わせて、クリーンキャンペーン（区内一斉清掃活動）を実施しています。（基本的実施日は、5月30日直近の日曜日。）</p> <p>また、区内の公園、道路などの公共の場の清潔保持・向上を目的としたボランティア活動に対し、ボランティアシールの交付を行っています。地域や町会・自治会の皆さんによる街をきれいにする活動に活用いただくことが出来ます。</p> <p>除草・草刈については、夏の時期に行っております。</p>	道路公園課 すみだ清掃事務所

No.	意見の要旨	回答	担当部署
21	<p>【区役所前の駐輪について】</p> <p>区役所の駐輪場はシルバーさんが整理しているが、そのすぐそばの交差点について、点字ブロックのギリギリに自転車が停まっている。これはやさしいまちすみだというにはやさしくないと感じている。</p>	<p>区役所の自転車駐輪については、一時に多数の自転車が集中すると点字ブロック近くまで駐輪する場合もあり、ご迷惑をおかけしています。</p> <p>駐輪場スペースを広げることは困難ですが、ご意見も踏まえて、点字ブロックを利用される方々に配慮した自転車整理を心がけてまいります。</p> <p>なお、交差点の区道沿いに放置されていた自転車につきましては、一定期間警告したのちに撤去し、新たに自転車を止められないように対策を講じております。</p>	<p>総務課 土木管理課</p>
22	<p>【曳舟文化センターの改修工事について】</p> <p>曳舟文化センターをたまに利用している。かなり老朽化が進んでおり、特に水回りの老朽化がひどいように思う。災害時の避難指定場所になっていると記憶しているが、今後そういった場所についての改修工事の予定があるのか。</p>	<p>本区では、約300の公共施設を保有しており、その約4割は築30年以上経過しているため、今後一斉に老朽化等による公共施設の大規模修繕や建替えの時期を迎えることから、「公共施設（建物）長期修繕計画」を策定し、計画的な修繕に取り組んでいます。</p> <p>本計画に基づき、劣化等が極めて深刻な部分の修繕を優先に、総合的な判断をしていきたいと考えています。</p>	<p>公共施設マネジメント担当</p>
23	<p>【町会の加入促進について】</p> <p>町会員を新しく増やすということが、今本当に問題になっている。墨田区地域活動推進課で作った新しいパンフレットについて、都の町会連合会で披露し、説明したところ、若い人向けにマンガになっている部分が、特に好評であった。皆さんもこれを使って勧誘していただくと、いい結果が出ると思う。</p>	<p>区としては、今後も加入促進を図っていくとともに、町会・自治会活動の活性化に力を入れていきたいと考えております。</p>	<p>地域活動推進課</p>